

# 食品安全委員会の改善に向けて

平成21年3月26日  
食品安全委員会

# 食品安全委員会の改善に向けて

## (目次)

I	食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨	・・・	1
II	検討に当たっての基本的考え方	・・・	2
III	改善に向けた方策	・・・	3
	1. 食品健康影響評価に係る改善方策	・・・	3
	1) 評価全般に関する改善方策	・・・	3
	2) 自ら評価に関する改善方策	・・・	5
	2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策	・・・	8
	3. 情報提供に係る改善方策	・・・	10
	4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策	・・・	12
	5. 緊急時対応に係る改善方策	・・・	15
	6. 委員会運営全般に係る改善方策	・・・	16
	1) 業務基盤に係る改善方策	・・・	16
	2) 運営に係る改善方策	・・・	17
IV	おわりに	・・・	20

## I 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨

食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた。食品安全委員会は「食品の安全性を科学に基づき、中立公正に評価する機関」として、この5年間に、600件以上のリスク評価を実施した。リスク評価結果等に関しては、リスク管理機関や地方公共団体と連携して意見交換会を300回以上実施した。さらに、リスク評価結果に対する意見・情報の募集の実施、食品安全に関する地域の指導者の育成、ホームページ・メールマガジン・季刊誌・パンフレット・DVDなどによる情報提供など幅広いリスクコミュニケーション活動に取り組んできた。大規模な食中毒が発生した場合等の緊急の事態に備えた対応も行ってきた。このほか、食品安全モニターや食の安全ダイヤルを通じて、一般の消費者の方々から意見・情報を提供いただき、委員会活動に活かすなどの取組も実施してきた。

これらの活動を通じて、食品安全基本法（平成15年法律第48号）の施行及び食品安全委員会の設立前と比べて、食品安全行政において、「リスク分析」の考え方やリスクコミュニケーションという手法についての理解が進むとともに、リスク評価プロセスの透明性の向上や食品安全に関する情報提供の充実などが図られた。このように、食品安全委員会の取組は一定の成果を上げてきたと言える。

他方、昨今の食品の表示偽装や輸入食品の安全性の問題などに端を発して、国民の食品に対する信頼が揺らぐ中で、科学に基づく中立公正な機関である食品安全委員会に寄せる国民の期待には大きいものがある。しかしながら、食品安全委員会の役割や機能が国民の間に未だ十分には浸透していない事情とも交錯して、消費者等関係者の中に食品安全委員会は食品安全行政の中で十分に力を発揮していないという思いを抱いている方も少なくないと思われる。

また、現在、政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、消費者庁の設置を進めている。食品安全委員会においても、より国民の目線に立った活動が求められている。

設立5年が経過し、諸環境が変化していく中で、食品安全委員会も、国民の期待により一層応えていけるように、これまでの活動を点検し、次なるステップを踏み出す足場固めをする時期を迎えたと言える。

このような状況を踏まえ、食品安全委員会においては、平成20年7月24日に開催された第248回会合において、これまでの活動実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方について見直しを行っていく必要があるとして、「食品安全委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定した。

本文書は、この決定を受けて、委員会並びに企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめたものである。

## Ⅱ 検討に当たっての基本的考え方

食品安全基本法では、「食品の安全性の確保に必要な措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられるべきである」という基本理念を定め、国際的なスタンダードになっている「リスク分析」という考え方を導入することにより、食品の安全性の確保を総合的に推進している。

食品安全委員会は、この「リスク分析」の枠組みの中で、リスク評価を実施する機関として、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を行うことを基本的な使命としている。

このような食品安全委員会の活動は、食品安全基本法にその根拠が定められており、今般の「改善に向けた検討」に当たっては、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかという観点から検討を行った。

また、「改善に向けた検討」においては、現在の事務局体制（常勤職員58名、技術参与<sup>\*</sup>34名）の中で取り組むことができる事項には自ずと限界があることから、現在の事務局体制をベースとした当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討を行った。

※ 政策参与等の設置に関する訓令（平成16年内閣府訓令第12号）に基づく非常勤の国家公務員職員。事務局の所掌に係る技術に関する重要事項についての調査及び分析に関する事務を行うこととされ、具体的には、リスク評価、情報の整理・分析、リスクコミュニケーション等の業務に従事している。

### Ⅲ 改善に向けた方策

今般の「改善に向けた検討」においては、以下の資料等を中心に、過去において関係者から寄せられた様々な意見等を基に論点を整理し、その論点に沿って、改善方策を、以下の1. から6. までに記載するとおり取りまとめた。

#### 【情報源とした資料等】

- ・ 企画専門調査会における議論
- ・ 食品安全モニターの報告
- ・ 食の安全ダイヤルに寄せられた意見等
- ・ 消費者団体との懇談会における議論
- ・ 関係団体や有識者との懇談会における議論
- ・ 国会議事録
- ・ 消費者行政推進会議、国民生活審議会等における議論

#### 1. 食品健康影響評価に係る改善方策

##### 1) 評価全般に関する改善方策

###### (1) 現状

食品安全委員会は、平成20年12月31日現在、リスク管理機関から1,081件の評価要請を受け、そのうち691件について評価を終えた。また、評価要請がない場合にも、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある危害要因について自らの判断により評価を行う「自ら評価」に4件取り組み、そのうち1件について評価を終えた。各専門調査会においては効率的な調査審議を行うため、順次体制の見直し等を行うなどの取組により、着実に評価業務が進んでいる。

しかしながら、評価の調査審議に時間を要している案件が依然としてあるほか、特に、残留農薬等のポジティブリスト関連品目の評価要請は今後も増加することが見込まれるなど、より一層の迅速な処理や審議計画の明確化等が求められている。

また、評価プロセスに関しては、申請者から提出される評価のためのデータの信頼性の確保、専門調査会における調査審議等の公開範囲の拡大、国際基準との調和、評価ガイドラインの早期策定などについて消費者等関係者から要請や指摘が寄せられている。評価業務の分野間における整合の確保やより一層のレベル向上を求める声もある。

###### (2) 改善方策

###### ① 評価の迅速化

- 食品安全委員会における調査審議がより一層円滑になるように、リスク管理機関の評価要請時に、適切な資料が提供されるようガイドラインを整備するとともに、リスク管理機関との事前調整を徹底する。
- 複数の用途が存在する品目については、主たる用途の調査会での調査審議を中心とするなど、調査審議方法を改善する。
- 明らかに評価が不要な案件や、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理する。
- 必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での調査審議をサポートする。
- 各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題については、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、迅速かつ効率的な調査審議を行う。

## ② 評価方法等の見直し

- 評価のためのデータは評価要請者が作成するのが国際的にも一般的な考え方であることから、評価要請者がデータを提供している現在の取扱いを変更する必要はないが、可能な限りGLP\*に適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく。

※ Good Laboratory Practice（優良試験所基準）の略。医薬品や食品の安全性を評価する検査や試験が正確かつ適切に行われたことを保証するための基準。安全性評価試験の信頼性を確保するため、試験施設が備えるべき設備、機器、組織、試験の手順等について基準を定めたもの。

- 非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努める。
- 評価分野間及び国際的な評価手法の整合を図る観点から、国際的な評価手法も参考とし、評価ガイドラインの策定を着実に進める。
- 評価に関する認識を横断的に共有し、分野間の整合の確保及びレベルの向上を図るため、専門調査会座長会を定期的を開催し、横断的事項について評価指針を作成する。

## (3) 中長期的取組の方向性

### ① 過去の評価結果の見直し

- 現在、動物用医薬品については薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく再評価制度があり、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については新たな科学的知見が生じたとき等に再評価を行うことが告示で明記されている。

しかしながら、農薬や添加物等その他の品目については、規格基準等の改正時以外には、過去の評価を見直す機会はないことから、海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている。そのため、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討する。

## ② 評価体制の強化・整備

- 評価要請案件の増加、評価業務の複雑・高度化が進む中で、現在の評価体制において、評価の迅速化や再評価の導入など評価対象の拡大を図っていくことには限界がある。

諸外国のリスク評価機関と比べ、食品安全委員会の評価体制は極めて脆弱であることから、食品安全委員会が、国民の期待に応え、リスク評価機関としてその使命を適切に遂行できるように、評価体制の強化・整備を行う必要がある。

## ③ 審議状況や見通しの明確化

- 各案件の調査審議については、評価依頼を受けた順に、資料のそろったものから行っており、標準的な事務処理期間を定めていないので、審議状況や見通しを明確にする観点から、企業申請案件については、リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入を検討する。

## 2) 自ら評価に関する改善方策

### (1) 現状

「自ら評価」は、国内外の関係機関やマスメディアからの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告などを通じて国民から寄せられた情報等を基に候補案件を抽出し、企画専門調査会の調査審議を経て、食品安全委員会で案件を決定してきた。なお、食品安全委員会での自ら評価案件の決定に当たっては、国民の意見を反映する観点から、意見交換会を行っている。また、緊急・特段の案件については、企画専門調査会を経ずに、食品安全委員会で自ら評価を行う案件を決定できることとなっている。

これまでに取り組んだ自ら評価は4件であり、これらは、「広範な影響があり、難しい（時間がかかる）案件」であることから、評価終了まで時間がかかったり、評価終了までの見通しが立ちにくい事情があった。

また、自ら評価案件の決定に当たっては、消費者等の意見をもっと反映できるようにすべきとの指摘も寄せられている。

## (2) 改善方策

### ① 国民の意見をより反映するための改善

○ 以下のとおり、自ら評価候補案件の募集方法の改善と選定プロセスの見直しを行う。

a 企画専門調査会の調査審議に供する自ら評価候補案件について、従来の情報源からの抽出に加えて、食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。

b 自ら評価候補案件の選定に当たっての間口を広げることに伴い、企画専門調査会での審議案件数の増加が見込まれることから、選定基準を整備するとともに、必要に応じて、企画専門調査会の下にワーキンググループを設置し、あらかじめ企画専門調査会で調査審議すべき候補案件の絞り込みを行う。

c 自ら評価候補案件の選定に当たり実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

なお、意見交換会を実施する場合には、対象者や規模等について、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月リスクコミュニケーション専門調査会）に従って、消費者等関係者の意見がバランスよく反映されるよう対応する。

### ② 緊急の案件に柔軟に対応するための改善

○ 現在、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル（「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」Ⅲの4の(1)）において緊急時におけるリスク評価について規定されている。

今後、緊急の案件という特殊性を踏まえ、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施すること等、緊急時対応マニュアルの規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応する。

### ③ 審議の状況や見通しの明確化

○ 以下のとおり、食品安全委員会において評価継続中の自ら評価案件の取扱いを検討する仕組みを導入する。

a 自ら評価案件を調査審議している専門調査会は、年1回程度、その審議状況及び今後の審議の見通しを食品安全委員会に報告する。

b 食品安全委員会は、aの報告を受けて、引き続き評価を進めるのか、中間報告を取りまとめて評価を終了するのか等の取扱いを決定する。



- 上記aの専門調査会から食品安全委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも同様の内容の報告をし、審議状況等の周知に努める。

### (3) 中長期的取組の方向性

リスク評価機関として、食品安全委員会が自ら評価を行う意義は極めて大きく、また、関係者から、基準が設定されていても過去にリスク評価が行われていない案件や、最新の知見が明らかになった案件について、より積極的に自ら評価を進めるべきとの指摘もある。

このような指摘に responding していくため、食品安全委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備していく必要がある。

## 2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

### (1) 現状

食品安全委員会は、リスク評価を実施するとともに、リスク管理機関における評価結果に基づいた適切な行政的対応の実施を確保していくため、食品安全基本法に基づき、施策の実施状況の監視等を行っている。リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する権限を持っている。併せて、食品安全委員会は、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

これまでに食品安全委員会が実施した監視等の取組の状況は以下のとおりであるが、これら食品安全委員会に付与されている権能をより積極的に活用すべきとの指摘が消費者等関係者から寄せられている。

また、食品安全委員会では、食品安全モニター（全国470名に依頼）の活動や食の安全ダイヤルを通じて、広く国民から意見や情報を提供いただき、委員会の活動に反映させる取組も実施してきている。

#### 【これまでの実績】

- リスク管理機関の施策の実施状況の監視（モニタリング）については、評価結果を通知したリスク管理機関から、対象の評価品目ごとに調査票による報告を受けることにより行っている。これまでモニタリングを9回実施し、その結果、勧告の必要性は認められなかった。
- 関係行政機関の長に対する意見具申
  - ・ 平成17年4月28日に、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）」を厚生労働大臣に通知。具体的には、暫定基準を設定すべき物質について再点検を行うこと、リスク評価計画を策定し、食品安全委員会の上承を得ること等、農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し留意すべき事項を意見として述べた。
  - ・ 平成18年3月7日に、「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」を農林水産大臣に通知。具体的には、リスク評価依頼計画を策定し、食品安全委員会の上承を得るとともに、厚生労働省において作成される「暫定基準のリスク評価依頼計画」との整合性を十分検討すること等、飼料中の残留農薬基準の設定に際し留意すべき事項を意見として述べた。

### (2) 改善方策

#### ① 監視機能等の改善

- 食品安全委員会によるリスク評価結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこと

とし、必要に応じて食品安全委員会に報告を求めるなど適切な対応を行う。

- リスク管理機関に対する要請事項の明確化を図るため、評価書に「施策の実施に当たっての留意事項」を付す場合は、評価書をリスク管理機関へ通知する際の文書にその内容を明記する。

## ② 食品安全モニターの活動等の改善

- 食品安全モニターの活動を施策形成に効果的に反映させる観点から、自ら評価の候補案件等を募集するなど、事項を指定して食品安全モニターの意見を聴く機会を増やす。また、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについては、今後の食品安全モニター活動の参考にしていただくため、フィードバック（情報提供）を行う。
- 地域において食品安全に関する活動をより積極的に担っていただけるように、その活動を支えるための情報提供に努めるとともに、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション推進事業を活用してリスクコミュニケーション技術の向上等を図る。
- 食品安全モニターについては、その使命や活動内容を踏まえ、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定の理解をしていただく必要があることから、資格要件を設けている。引き続き活動的なモニターを維持・確保できるように、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。
- 食品安全モニター会議の運営については、会議後に実施しているアンケートで、様々な意見等が寄せられている。今後も、会議の企画段階で、意見等を参考とすることにより、継続的な改善を図る。

## ③ 食の安全ダイヤルの周知

- 食の安全ダイヤルは、広く食品の安全性についての情報提供や御意見等をいただくとともに、消費者自らが情報を集め、食品の安全性についての理解を深めるための窓口である。ホームページへの掲載やチラシの配布等の従来の取組に加えて、地方公共団体、消費者団体等の関係団体や今国会に設置法案等が提出されている消費者庁とも連携して、一層の周知に努める。

### 3. 情報提供に係る改善方策

#### (1) 現状

食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起こらないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきた。

また、平成16年度からは、人の健康に悪影響を与える危害要因についてその時点における最新の情報をまとめた「ファクトシート」を作成し、公表してきている。

これらの科学的知見に関する情報を始め食品安全委員会から発信する情報については、ホームページ（平成15年7月開設）、季刊誌「食品安全」（平成16年7月発刊）、メールマガジン（平成18年6月配信開始）などを通じて周知してきている。

このほか、食品安全委員会では、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、リスク評価の内容を分かりやすく紹介したDVDなどを作成し、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動などについて、国民の理解が醸成されるよう情報発信に努めてきている。

これらの情報発信については、食品安全委員会が発足して充実してきたとの評価がある一方、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要などの指摘が寄せられている。

#### (2) 改善方策

##### ① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善

- 評価書等は専門性が高いことから、消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ&Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。
- ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。
- 食品安全委員会から発信する情報については、見やすく、分かりやすいものとするため、プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、食品安全委員会からの情報であることが認知しやすいよう、ロゴマークの使用などについて工夫する。
- 季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、意見交換会や講演等において使用するなど、活用の場の拡大に努める。

- 全国食品安全連絡会議<sup>※</sup>について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、食品安全に関する地方公共団体や地域の取組を集約し、各地方公共団体が相互に活用できるよう、情報提供を行う。

また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求める、関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼するなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。

※ 食品安全委員会と地方公共団体との連携を強化する目的で、年1回、都道府県、保健所設置市、特別区の食品安全担当者を参集し開催している会議

## ② 関係機関・団体との連携の拡大

- 消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体（栄養士、医師、獣医師、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、各種学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。

- マスメディア関係者に食品安全や食品安全委員会の活動内容についての理解を深めてもらう観点から、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。

- 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの機関や団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。

さらに、委員会活動への理解を深める観点から、これらの機関や団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。

- 委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、併せて都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。

## ③ 社会に発信されている不正確な情報への対応

- 科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。

#### 4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

##### （1）現状

食品安全委員会は、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や各種メディアによる情報発信・伝達など、あらゆる機会とコミュニケーション手段を用いて、リスクコミュニケーションを推進してきている。

特に、意見交換会については、リスク管理機関や地方公共団体と連携して、「我が国のBSE対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」など様々なテーマで、これまで333回実施した。（平成20年12月31日現在）

また、食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、平成18年度から「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を、平成19年度からは「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座」を開催している。

そのほか、食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、国民からの意見・情報の募集を行ってきており、これまでの実施回数は411回にのぼる。（平成20年12月31日現在）

これらのリスクコミュニケーション活動に関して、意見交換が一部の関係者との間のものになっている、双方向性に欠けているなどの指摘、育成講座受講者が地域でリスクコミュニケーションを進めるための支援や活躍の場を創設すべきとの指摘、食品安全委員会が行う意見・情報の募集の内容が難しい、意見等を出しにくいなどの指摘が寄せられている。また、食品安全に関する教育や学習の充実なども求められている。

##### （2）改善方策

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、食品の安全性について正確かつ分かりやすく、双方向のコミュニケーションを行うことが基本である。そして、これらの活動が関係者の安心につながるよう推進することが重要である。その実施に当たっては、メディア及び関係者との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供などを有機的に組み合わせることに留意しつつ、以下の改善を推進する。

また、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁が関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うことから、消費者庁と効果的に連携してリスクコミュニケーションを推進する。

##### ① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善

- 意見交換会の実施に当たっては、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。

〔例〕・消費者団体との共催によるもの

・サイエンスカフェなど小規模なものなど

この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの相談や意見を基に関心事項等を分析して、リスクコミュニケーション活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。

また、開催した結果についても、参加できなかった方も理解できるよう、分かりやすい情報提供に努める。

## ② 地方公共団体等との連携

○ 平成20年8月19日開催の第39回リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項について推進する。

### a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供

リスクコミュニケーションの基礎づくりのために、リスク分析の考え方やリスク評価の基本となる科学的知見等について、地方公共団体等に対して今後とも分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。

### b 人材育成

リスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。

### c リスクコミュニケーションの共催や情報の共有

地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。

### d リスク管理機関の地方組織との連携

地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。

## ③ リスクコミュニケーション推進事業の改善

○ リスクコミュニケーションを推進していく担い手となる人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。

a リスクコミュニケーション育成講座等の受講者（以下「受講者」という。）について、定期的に活動状況の把握や要望及び意見の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。

b 受講者に食品安全委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるリスクコミュニケーションツールの開発と受講者への提供を

行う。

- c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。

#### ④ 意見・情報の募集の改善

- 国民の関心が高いと予想される事案について意見・情報の募集を行う場合には、引き続きリスク評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、リスク評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- 意見・情報の募集に寄せられた意見等に関しては、引き続き、科学的に妥当なものはリスク評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等については事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。

#### ⑤ 食育の推進等

- リスクコミュニケーションについては、食育を推進する観点からも取組を行っているところであるが、特に以下に留意して推進する。
  - a 東京で開催している「ジュニア食品安全委員会」について、地方開催の要請も踏まえ、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。
  - b 学校教育において、食品の安全性についての基礎的な知識を学習できるように、訪問学習の受入れ、講師の派遣、簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

#### (3) 中長期的取組の方向性

食品安全委員会事務局内の職員等の能力開発や人材育成のため、コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。



## 5. 緊急時対応に係る改善方策

### (1) 現状

大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応することが必要である。この中で食品安全委員会は、国の内外から情報の収集・整理を行って事態を把握し、国民に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行う役割を担っている。

このような緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急時における国の対応のあり方等に関するマニュアルを整備し、平時から緊急事態の発生に備えた体制を整備してきている。さらに、平成18年度からは、緊急時対応訓練を実施してきた。

また、平成20年1月30日に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題に際しては、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」における申合せに基づき、被害拡大防止、原因究明及び再発防止策について政府一丸となって取り組んだ。この枠組みをベースに、薬物混入事案のような関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案については、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制が整備された。

このような緊急時の対応について、食品安全委員会の役割をもっと明確にしたり、情報発信をもっと積極的にすべきとの指摘が寄せられている。

### (2) 改善方策

#### ① 食品安全委員会の役割の明確化

- 今国会に設置法案等が提出されている消費者庁に緊急時における司令塔機能を集約することから、食品安全委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。

これに合わせて、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図る。

#### ② 緊急時における情報発信のあり方

- 緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、食品安全委員会において、科学的知見や食品安全委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

〔対応例〕

- ・ 初動において、原因物質等の科学的知見を速やかにホームページで公表
- ・ 緊急事態の社会的影響等も踏まえ、自ら評価等のリスク評価結果や委員長談話など科学的知見を公表
- ・ 特に国民に周知すべき情報である場合、地方公共団体等関係機関の協力も得てきめ細かく情報発信

## 6. 委員会運営全般に係る改善方策

### 1) 業務基盤に係る改善方策

#### (1) 現状

食品安全委員会の業務は、平成18年度における食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等に伴い、リスク評価要請件数が急増するなど、業務量が増大するとともに、業務の内容も複雑かつ高度化してきている。

このような中で、毎年、若干ずつ定員や技術参与の増員が認められてきているが、年々増加する業務量や諸外国のリスク評価機関の体制と比べて、職員体制は脆弱であり、その強化が求められている。

また、食品安全委員会の職員の大半は厚生労働省や農林水産省からの出向者が占めている。このことは、リスク評価を行う職員は、当該評価結果に基づき講じられる施策の実態に精通していることも重要であることから必ずしも妥当性を欠くものではない。他方、食品安全委員会の独立性を確保していく観点から、内閣府プロパーの職員の確保や人材の育成を進めるなど、そのあり方を見直すべきとの指摘が寄せられている。

さらに、食品安全委員会は独自の研究機関を持たず、必要な調査研究を、食品安全確保総合調査事業（平成15年度から）及び食品健康影響評価技術研究事業（平成17年度から）により外部機関へ委託して実施してきているが、自ら評価などを推進していく上でも、研究機能を強化すべきとの指摘がある。

#### (2) 改善方策

##### ① 事務局体制の改善

- 職員の習熟度の向上及び業務の継続性の確保を図るため、以下のとおり、人事ローテーション等の改善を進めるとともに、職員の能力向上の取組を支援する。
  - a 職員の出向元の機関との調整を図りつつ、人事ローテーションの長期化（事務局内における他のポストへの異動などを含む。）、過去の在職経験者の上位ポストへの配置などに努める。
  - b 食品安全委員会には、日常の業務の中に、食品安全行政に関し知識及び技術を向上させる機会が多様に存在していることから、自己研鑽への職員の動機付けを促すとともに、自己研鑽に励める環境整備に努める。
- 食品安全行政を担当するに適した内閣府採用の職員の確保については、当面、任期付職員制度\*の活用を進める。なお、任期付以外の新規職員の採用については、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁との連携も視野に入れ、長期的観点に立って検討していく。

※ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12法律第125号）に基づく制度であり、専門的な知識経験を有する者を一定の任期を定めて採用するもの。

- 残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加に対応するため、また、食品の安全性等に関する最新の知見等を収集するための国際機関や外国政府機関との連携強化を図るため、必要な定員や技術参与の確保に努める。

## ② 外部の専門家や研究機関等との連携強化

- 外部の専門家の専門知識を活用するため、以下のような外部専門家とのネットワーク作りを進める。
  - a 専門情報の提供に協力いただける専門家とのネットワーク作り（メーリングリストの作成など）
  - b 専門情報の提供や食品安全に関する啓発活動等に協力いただくための栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体や学会等とのネットワーク作り
- 大学等研究機関や食品安全委員会と類似業務を実施している他機関との人的連携について検討する。

## ③ 研究機能の強化

- リスク評価の方法の高度化や分野間の平準化・標準化を進め、また、新規技術の食品製造への利用などに対応するために、食品安全委員会が必要とする調査研究を実施できるように、必要な調査研究費の確保を図る。
- リスク評価に必要な情報を迅速に入手できるようにするため、これまで以上に多くの研究機関（企業、独立行政法人、大学等）に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。

## （3）中長期的取組の方向性

食品安全委員会が、リスク評価機関として独立性を保ち、かつ、主体的に業務を遂行していくためには、事務局体制の強化が必要である。

併せて研究機能の強化も必要であるが、将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。

## 2) 運営に係る改善方策

## (1) 現状

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に専門の事項を調査審議するため、206名（延べ246名）の専門委員から成る専門調査会が設置されている。

食品安全委員会の活動は、本委員会及び専門調査会の調査審議・決定を経て行われてきているが、消費者等から、委員に消費者の代表を入れるなどして、委員会活動にもっと消費者等の意見を反映できるようにすべきとの指摘がある。しかしながら、リスク評価機関という食品安全委員会の特性に鑑みれば、消費者代表が委員に参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくのが適当と考えられる。

専門委員については、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命することとされており、専門委員の改選に当たっては食品安全委員会において改選の考え方を審議・決定し、公表してきている。また、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会には消費者代表及び公募による委員が選出されているが、これらについて国民に十分知られていない実態がある。

また、食品安全委員会においては、毎年度、運営計画を策定し、企画専門調査会において、毎年11月頃に実施状況の中間報告を、6月頃に実施結果のフォローアップを行い、その結果を食品安全委員会に報告している。このように企画専門調査会は委員会活動を評価する機能（事後評価）を担ってきているが、より効果的に評価を実施していく必要があるとの指摘が寄せられている。

そのほか、各専門調査会においてより充実した調査審議ができるように、専門調査会の横断的連携の強化、運営の改善等を行うべきとの指摘がある。

## (2) 改善方策

### ① 消費者を始めとした関係者の意見等の反映

- 消費者を始めとした関係者の意見等を聴く機能を充実させるため、以下の取組を推進する。
  - a 消費者代表、公募委員を始め幅広い関係者から構成されている企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の充実を図る。特に、運営計画の策定及びそのフォローアップ等の調査審議を行う企画専門調査会において十分な審議時間を確保するとともに、事後評価等の機会を通じて関係者の意見を踏まえた委員会業務の運営に努める。
  - b 意見・情報の募集について、消費者等関係者が意見等をより出しやすくなるように改善に努める。
  - c 今国会に設置法案等が提出されている消費者庁と連携を密にし、消費者の視点も踏まえた委員会業務の運営に努める。

② 専門委員選任プロセスの透明性確保

- 食品安全委員会会合において、専門委員の改選の考え方について調査審議・決定を行う際や改選結果の報告を行う際に、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会では委員を公募していることなどを含めて、選定方法等をより丁寧に説明し、国民の理解が深まるように努める。
- 専門委員の改選時に名簿を公表（プレスリリース）する際にも、改選の考え方の周知に努める。

③ 委員会活動の事後評価等の改善

- 運営計画の策定に当たって、事後評価等を行うに当たっての前提となる当該年度において達成すべき業務目標の水準を明確にするように努力する。
- 委員会業務を継続的に的確に実施していくため、業務管理をより一層充実させる。また、その業務管理の状況を企画専門調査会における業務状況のフォローアップ等の際に調査審議し、委員会業務の継続的改善に努めていく。
- 企画専門調査会においてフォローアップ等の調査審議に充てられる時間も限られていることから、重点事項や業務管理状況に調査審議の重点を置くなど、専門委員の意見等も踏まえながら、フォローアップの実施方法等について逐次改善を進める。

④ 専門調査会における調査審議の改善

- 専門調査会における調査審議の充実を図るためには、専門委員にその役割や委員会活動を熟知していただくことが必要である。このため、改選時に、それらについて理解を深めていただくための説明資料を作成してきている。今後、リスク分析に関するより詳細な資料を追加するなど一層の充実を図り、各専門委員に対し十分な説明を行う。
- 専門調査会間の横断的連携を図る観点から、定期的に専門調査会座長会を開催する。特に、リスク評価に関しては、個別分野のガイドラインの策定を鋭意進めるとともに、専門調査会座長会を開催し、分野間の整合の確保及び評価レベルの向上を図る。
- 各専門調査会の運営のあり方について、定期的に各専門委員から意見等を聴取する機会を設けて、継続的な改善に努める。

## IV おわりに

今般の「食品安全委員会の改善に向けた検討」においては、食品安全委員会が設立5周年という節目を迎える中で、これまでの活動実績を総括し、食品安全委員会の業務や機能のあり方について検討を行い、改善方策等の取りまとめを行った。

食品安全委員会においては、この改善方策を着実に実施していくとともに、今般の取組を第一歩として、今後とも、消費者を始めとした関係者の意見等を幅広く聴いて委員会活動の継続的な改善に努め、より国民の目線に立った、より信頼される機関を目指していくこととする。

また、中長期的に取り組むべき課題については、食品安全委員会として、その具体化に向けて更に検討を進めていくこととする。